

現状と課題

公園や緑地といった都市の緑とオープンスペースは、都市における環境保全や景観形成、さらには市民のレクリエーション利用や都市防災の面からも、その役割は非常に重要となってきました。

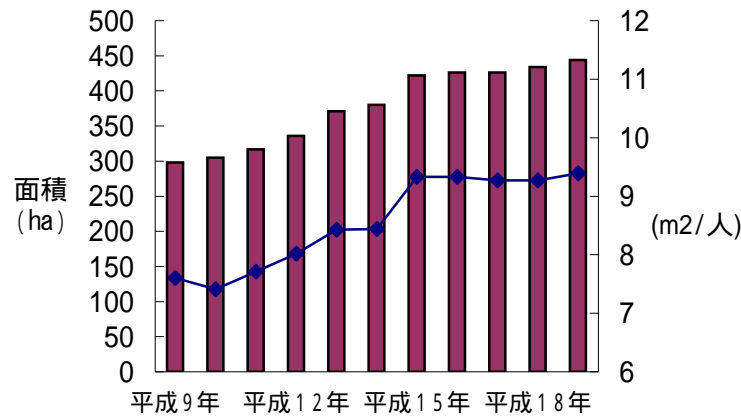
本市は、中央部の六甲山系から北部地域の北摂山系にかけて豊かな樹林地が広がり、また、武庫川、夙川などの河川敷緑地、そして市街地内の神社、寺院の樹林などの自然緑地に恵まれているほか、臨海地域の甲子園浜、御前浜（香櫨園浜）には多くの野鳥が飛来する貴重な干潟や砂浜が残されています。

近郊緑地保全区域などの指定をはじめ、市街地における景観樹林保護地区や保護樹木の指定などの「自然と共生するまちづくりに関する条例」に基づく規制、誘導を進めるとともに、都市緑地保全法に基づく「緑の基本計画」を平成14年に策定し、緑地の適正な保全と公園緑地整備を含めた総合的な都市緑化を市民参加のもとに推進しています。

西宮の公園緑地は、平成18年現在592か所あり、市民1人当たりの面積が9.4㎡と、同規模の都市の全国平均9.1㎡を上回っていますが、都市公園法に定める基準面積10㎡よりは依然低い状況にあります。また、592か所のうち214か所が市民団体等で管理されています。

緑化の推進は、公園緑地の整備に加え、公共施設の緑化を推進するとともに、緑地協定の締結誘導や県・市条例に基づく緑化指導を行っています。また、市民緑化活動への支援として、花と緑のコミュニティづくり助成、生垣・屋上・壁面緑化助成などを行っています。

今後とも市民にとって貴重な財産である自然環境を保全するとともに、市、市民、事業者が連携した緑化の推進が重要となっています。



公園緑地面積と市民1人当たり面積の推移



「日本の歴史公園100選」夙川公園

基本方針

「緑の基本計画」に基づき、豊かな自然環境の保全に努めるとともに、花と緑のまちづくりを推進します。

主要な施策展開

(1) 自然緑地の保全と活用

六甲山系の樹林地については近郊緑地保全区域、特別緑地保全地区、自然公園区域として保全するほか、市街地で、風致地区、生産緑地地区として住宅地や農地の緑を保全します。

その他、市の条例に基づき、保護樹木、景観樹林保護地区、生物保護地区として緑を保全します。

(2) 水辺環境の保全と活用

甲子園浜、御前浜（香櫨園浜）の貴重な自然海浜の保全に努めるほか、市民が海辺に親しめる海岸線の整備を進めるとともに、身近な河川・水路における自然環境の再生を図ります。

(3) 生き物の生息空間の確保

貴重な動植物が生息し、自然保護地区、鳥獣保護区、生物保護地区に指定されている地区の管理体制の充実を図り、保全活動を推進します。

(4) 公園緑地の整備

西宮浜総合公園、御前浜公園などの公園や市民ふれあいの森の整備を進めるとともに、公園用地の確保を行います。また、身近な公園緑地の維持管理については、地域住民が自主的に維持管理するための地域団体の育成に努めます。

(5) 緑のネットワークづくり

水と緑の軸となる夙川や武庫川などの緑地と、公園や街路樹などの緑のネットワーク化を図り、市民の散策や憩いの場あるいは動物たちの移動空間として、また災害時の避難路や延焼遮断帯としての機能を高めます。

(6) 緑化の推進

公共施設の屋上や壁面の緑化を推進するとともに、花と緑のコミュニティづくり助成など、市民主体の緑化活動を支援します。また、西宮浜・鳴尾浜・塩瀬中央公園等において桜の名所づくりを進めます。さらに、緑化協定の締結誘導、県・市条例に基づく緑化指導など緑豊かなまちづくりを推進するとともに、屋上緑化などの普及に努めます。

市民一人ひとりの活動

身近な木々や草花を大切にします。

まちづくり指標

< 指標の考え方 >

豊かな自然環境の保全に努めるため、緑地率の向上を重点指標に位置付けます。また本計画期間においても、公園緑地の整備を進め、市民一人当たりの公園緑地面積の増進に取り組みます。

重点	指標名	単位	現状値 (H18)	目標値 (H30)	指標方向
緑地率		%	15.0	25.0	▲
		式	緑地面積 / 市内面積		
H30目標値の設定理由		緑の基本計画より設定			
市民一人当たりの公園緑地面積		m ²	9.4	16.8	▲
		式	公園緑地面積 / 人口		
H30目標値の設定理由		緑の基本計画より設定			
市民団体等で管理している都市公園数		箇所	214	300	▲
		式	-		
H30目標値の設定理由		過去の管理実績より設定			

主な部門別計画

緑の基本計画 【環境局：平成14年4月～平成34年3月】
西宮市森林整備計画 【環境局：平成19年4月～平成29年3月】